

令和6年9月2日

お客さま 各位

台風10号の被害に対する金融上の措置について

今回の台風10号により被害に遭われた皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまに対し、以下の金融上の措置を講じさせていただくことをお知らせします。

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失された場合でも、預金者ご本人さまのお申し出であることを確認させていただいたうえで、払戻しについて柔軟に応じさせていただきます。
2. ご事情により、定期預金・定期積金等の期限前払戻しについても応じさせていただきます。また、これらを担保とするお借入れについても応じさせていただきます。
3. 今回の災害のため、支払期日が経過した手形の取立について対応を検討させていただきます。
4. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載および取引停止処分、また、電子記録債権（でんさい）の取引停止処分または利用契約の解除等についても対応を検討させていただきます。
5. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
6. 国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談させていただきます。
7. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等といった融資条件の変更等、被害に遭われたお客さまからの融資や返済に関するご相談に応じさせていただきます。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

なお、本件にかかるご相談は、お客さまのお取引店舗までお願い申し上げます。